

福島県電子自治体共同運営システム検討会議設置要綱

(設置)

第1条 電子自治体を推進するにあたり、「住民利便性の向上」のための各種行政手続の標準化や「財政負担の軽減」を図る観点から、県・市町村を通じて共同利用可能なシステムについて共同構築・共同運営するための枠組みを検討するため、福島県電子自治体共同運営システム検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 「電子自治体共同運営システム調査事業」（以下「調査事業」という。）の進行内容に応じた情報提供・協議・調整
- (2) 調査事業の成果品に基づく共同構築・共同運営の枠組みの検討
- (3) その他調査事業に必要な事項の検討

(組織)

第3条 検討会議は別表1に掲げる者をもって構成する。

(会議)

第4条 検討会議は、必要に応じて福島県企画調整部 電子社会推進・統計室 イグドラシル・プラン推進グループリーダーが招集する。

2 検討会議には、必要に応じて会員以外の者を参加させることができる。

(幹事会)

第5条 検討会議に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって構成する。
- 3 幹事会は、検討会議に付議する事案及び関連する事項について協議する。
- 4 幹事会には、必要に応じて会員以外の者を参加させることができる。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は福島県企画調整部 電子社会推進・統計室 イグドラシル・プラン推進グループにおいて処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、福島県企画調整部 電子社会推進・統計室 イグドラシル・プラン推進グループリーダーが定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年12月25日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年 4月 1日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

福島県企画調整部 電子社会推進・統計室 イグドラシル・プラン推進グループリーダー 県内市町村情報担当課長 福島県市長会総務課長 福島県町村会総務課長

別表 2（第 5 条関係）

福島県企画調整部 電子社会推進・統計室 イグドラシル・プラン推進グループリーダー 郡山市情報政策課長 白河市企画情報課長 喜多方市総務課長 いわき市情報政策課長 安達町企画課長 桑折町企画商工課長 常葉町総務課長	鮫川村企画調整課長 会津高田町総務課長 田島町企画振興課長 館岩村総務課長 檜葉町企画課長 浪江町企画調整課長 福島県市長会総務課長 福島県町村会総務課長
--	--